

船橋市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

船橋市監査委員

同

同

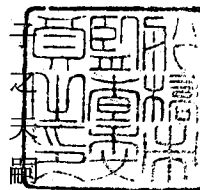
同

栗 林 紀

齋 藤 弘

浦 田 秀

松 橋 浩



監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 社会福祉法人清和会 施設名 船橋市北老人福祉センター 部局課名 高齢者福祉部高齢者福祉課	令和6年3月29日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 [要望事項] (指定管理者所管課) エレベーターの早期更新 複合施設である船橋市北部福祉会館では、平成6年から使用しているエレベーターが、令和4年8月26日及び10月28日並びに令和5年6月30日、8月4日及び10月6日の計5回停止した記録が確認され、利用者に不便な状況が発生していた。 所管部署に確認したところ、当初は、停止から再稼働まで時間を要せず停止原因が特定できなかったため、何度も停止することを想定しておらず、修繕での対応を検討していた。しかし、令和5年度にも停止が発生し、指定管理者が保守業者と対応をしていたが、メーカーから老朽化により部品交換修繕は勧められないとの話があったことから、関係部局と協議し更新対応を検討することになったとのことであった。 利用者の安全及び利便性の確保並びに施設の機能を維持するため、設備の早期更新を図られるよう要望する。	令和6年度にエレベーターの更新を行うための予算措置をしている。 エレベーターの更新にあたっては、北部保健センターや北老人福祉センターの事業の妨げにならないよう、日程を調整しながら早急に対応していく。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 社会福祉法人清和会 施設名 ケアハウス市立船橋長寿園 部局課名 高齢者福祉部高齢者福祉課	令和6年3月29日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 [指摘事項] (指定管理者所管課) 指定管理料の精算事務の誤り 令和4年度の指定管理料の精算に当たり、以下の2つの費用について審査上の事務の誤りがあった。 ・ 民間施設給与等改善費相当額 船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第2条第2項に規定する各種加算額等のうち、社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に準じて加算する民間施設給与等改善費について、本通知1イでは、個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数と当該職員のその他の社会福祉施設における通算勤続年数等（以下「その他の勤続年数」という。）を合算するものとされているが、本通知に示されている様式ではなく、その他の勤続年数を記入する欄のない様式で指定管理者から報告を受けており、結果としてその他の勤続年数が合算されていない例が見られた。 所管部署に確認したところ、申告を受けていない職員個々の過去の施設勤務状況については把握ができない部分であったことや、確認する必要があったことについて認識が不足していたとのことであった。	民間施設給与等改善費相当額について、職員のその他の社会福祉施設における通算勤続年数等が把握できる国の通知どおりの書式による報告書を使用することとし、令和4年度の再精算を行うために、指定管理者から精算の内容変更に関する報告書類を受けることとする。 また、処遇改善加算相当額についても、運用通りの書式を使用したうえで、その他介護職員の常勤換算数が小数第2位まで把握できる書類の再提出を受けることにより、運用に則した再精算を行う。

・ 処遇改善加算相当額

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第2条第3項第2号アに規定する「介護職員の常勤換算数（小数第2位を切り捨てた数）に9,000円を乗じた額」の算定に当たっては、各月の常勤換算数を小数第2位まで算出し合計したうえで小数第2位を切り捨てるという端数計算を行う運用としていたが、小数第2位を確認することなく常勤換算数を算出していた。

所管部署に確認したところ、指定管理者から提出された数字が小数第1位であったため、表示されているまま確認し処理を行ったとのことであった。

指定管理料の精算に当たっては、指定管理者から提出される実績報告や資料等に基づき金額を確定しているが、提出を求める書類の様式がその根拠となる通知等に沿った内容となっているか、また、審査に必要な書類が揃っているか、その記載内容に不足はないかなど、改めて確認のうえ、適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 社会福祉法人清和会 施設名 ケアハウス市立船橋長寿園 部局課名 高齢者福祉部高齢者福祉課	令和6年3月29日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 [要望事項] (指定管理者所管課) ① 利用料の明確化 船橋市ケアハウス条例第14条及び同条例施行規則第10条に規定するケアハウス市立船橋長寿園の利用料については、船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第1項第1号から第3号の費用の合計額となっていたが、その内訳について利用者へ明示されていなかった。 船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第2項では、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならないとされている。 所管部署に確認したところ、利用料は船橋市ケアハウス条例施行規則により公表しているとのことであったが、利用者が費用の負担について正しく把握したうえで同意できるよう、あらかじめ指定管理者にその内訳を示し重要事項説明書に反映させるなど、利用料の明確化を図られるよう要望する。 なお、船橋市ケアハウス条例第15条により利用料は指定管理者の収入となることから、指定管理者の公募段階においても申請する法人等が利用料の収支状況を正確に判断できるよう、内訳等については募集要項で明確にするなど併せて配慮されたい。	利用料については、重要事項説明書に利用料の内訳を記載し、明確化を図る。 また、指定管理者募集の際には、これまでの取扱いに加え、募集要項に利用料金の内訳を記載する。

② 修繕の負担の協議

施設等の修繕について、市あるいは指定管理者のどちらが負担するのか協議が十分とは言えない事例が見られた。

ケアハウス市立船橋長寿園の管理に関する基本協定書第15条では、見積額が1件30万円未満（消費税等を含む）の施設等の軽易な修繕については指定管理者の負担とされ、ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者募集要項5（4）では、当該1件について、「1件とは、合理的な理由による修繕単位」としている。

しかしながら、消防用設備等点検結果の指摘に基づく修繕1件（誘導灯ランプ交換3か所で約50万円）が、指定管理者の負担で行われていた。

指定管理者に確認したところ、1件30万円未満を1か所30万円未満という認識でいたとのことであった。

所管部署に確認したところ、1件30万円を超える修繕となることがわかる相談を事前に受けた場合には、原則として市で修繕をしているとのことであった。

利用者の安全等に関わる緊急性の高いものについては、指定管理者が速やかに対応することも考えられるが、施設等の修繕に当たっては、指定管理者に過度な負担とならないよう、所管部署との協議が綿密に行われるよう要望する。

修繕の負担については、指定管理者で行う修繕や市で行う修繕の区分けなどの認識を共有し、指定管理者と連携を図りながら、指定管理者にとって適正な負担となるようにしていく。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 公益財団法人船橋市医療公社 部局課名 健康部健康政策課	令和6年3月25日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
出資団体監査 〔指摘事項〕 （出資団体所管課） 要綱と実務の齟齬 公益財団法人船橋市医療公社補助金交付要綱第3条では、補助金の額は管理費から法人会計の収益を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定めるとされているが、収益を控除しない額を交付していた。 所管部署に確認したところ、要綱の規定により補助対象経費から除かれる経費に対して基本財産運用益等を充て全額消費されることから、補助金額算出に当たっては改めて控除していないとのことであった。 補助金は要綱の規定に従い算出されるべきものであることから、補助金の趣旨を改めて確認のうえ、必要であれば適切に要綱を見直し、今後は要綱に基づき適正に事務を執行されたい。	左記対応について、今後は疑義が生じることのないよう、よりの確な表現にし、令和6年4月1日付で要綱を改正する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 公益財団法人船橋市医療公社 施設名 船橋市夜間休日急病診療所 部局課名 健康部健康政策課	令和6年3月25日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 [指摘事項] (指定管理者所管課) 協定書に規定する必要書類の未受領等 船橋市夜間休日急病診療所の管理に関する基本協定書第33条第1項第5号では、指定管理者は、個人情報を取り扱う事務について、事務の名称、取扱目的等を記載した帳簿を作成し、公表するとともに、市に報告しなければならないと規定されているが、当該帳簿の作成、公表及び報告がされていなかった。 指定管理者に確認したところ、基本協定書には提出時期に関する記載がなく、1回目の指定管理者の指定を受けた際に個人情報を取り扱う事務の報告を行っており、その後変更がないため報告を行う必要がないと考えていたとのことであった。 所管部署に確認したところ、指定管理者の指定更新時又は取扱事務に変更が生じたときは、指定管理者が当該手続きを行うべきところ、提出書類のチェックリストで更新時に報告を受けるべき書類となっていなかったため、確認が漏れてしまったとのことであった。 基本協定書の当該条項は、令和5年4月1日に個人情報保護条例が廃止されたことに伴い削除されているが、所管部署にあつては基本協定書及び年次協定書に定めた事項の履行を適宜確認するとともに、指定管理者に対する適切な指導監督に努められたい。	チェックリストの不備により適切な事務を執行できていなかった。 チェックリストの内容を、協定書の条文ごとに書類の提出時期を明確にし、かつ時系列で管理することで、今後は漏れのない適切な事務の執行を行う。 なお、指摘のあった当該帳簿については、指定管理者より報告を受け、問題ないことを確認している。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなばしスポーツ健康パートナーズ 施設名 船橋市総合体育館 船橋市武道センター 部局課名 生涯学習部生涯スポーツ課	令和6年3月7日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) 公有財産損傷の報告漏れ 船橋市総合体育館の屋内階段及び船橋市武道センターの駐車場で発生した公有財産の損傷について、財産管理課長に報告していなかった。 船橋市公有財産規則第12条第1項では、課長及び教育委員会は、その所管する公有財産について災害その他の事故により滅失し、又は損傷したときは、直ちに財産主管課長に報告しなければならないとされている。 所管部署に確認したところ、指定管理者から当該箇所を修繕するものとして報告を受けていたことから、公有財産の損傷という認識がなく、報告が漏れていたとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	指摘内容について、指定管理者とも共有し、今後公有財産の損傷があった際は、船橋市公有財産規則に基づいた事務処理を行うことを徹底する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなばしスポーツ健康パートナーズ 施設名 船橋市総合体育館 船橋市武道センター 部局課名 生涯学習部生涯スポーツ課	令和6年3月7日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) 行政財産使用許可申請書の未受領 船橋市総合体育館において、自主事業に係る月極ロッカー及び屋外階段広告の行政財産使用許可申請書が提出されていなかった。 船橋市公有財産規則第21条では、課長は、行政財産の使用の許可に際して、あらかじめ行政財産を使用しようとする者から行政財産使用許可申請書を提出させなければならないとされている。 所管部署に確認したところ、月極ロッカーは平成28年度以降、屋外階段広告は令和4年度の行政財産使用許可申請書が提出されておらず、確認も漏れていたとのことであった。 今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底するとともに、指定管理者に対する適切な指導監督に努められたい。	指定管理者に行政財産使用許可のリストを作成し、申請漏れがないように指示した。 また、当課でも当該指定管理者以外も含む行政財産使用許可台帳を作成し、申請状況を「見える化」したうえで規則に則った事務処理を行うよう徹底する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなばしスポーツ健康パートナーズ 施設名 船橋市総合体育館 船橋市武道センター 部局課名 生涯学習部生涯スポーツ課	令和6年3月7日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) 料金承認表の記載不備 令和3年4月1日付けの利用料の承認手続きに当たり、指定管理者から提出された料金承認表に次のとおり記載の不備があった。 ・ 船橋市総合体育館では、65歳以上を対象としたシニアの利用料を設定しているが、料金承認表に記載がなかった。 ・ 船橋市武道センターでは、持込器具使用電源の利用料を2時間当たり110円(2時間まで無料)としているが、料金承認表では2時間当たり無料とのみ記載されていた。 船橋市総合体育館条例第14条及び船橋市武道センター条例第14条では、利用料は指定管理者が市長の承認を得て定めるとされている。 所管部署に確認したところ、当該利用料は旧指定管理者が定めたものであり、指定管理者が変更となっても継続する旨を選定時の提案事項として別途承認していたことから、確認が漏れてしまったとのことであった。 今後は、指定管理者と市の双方で十分に確認を行い、事務手続きに遺漏のないようにされたい。	指定管理者に、指摘内容含め記載漏れを再度確認のうえ改めて料金承認表を提出するよう指示したところ、修正された料金承認表が速やかに提出されたため、当課でも確認のうえ承認した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなばしスポーツ健康パートナーズ 施設名 船橋市総合体育館 船橋市武道センター 部局課名 生涯学習部生涯スポーツ課	令和6年3月7日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) 超過利用料の誤徴収 船橋市総合体育館のメインアリーナ、弓道場及び卓球室の個人利用に係る高校生区分の利用料について、利用を許可した時間を超過した場合の超過額（以下「超過利用料」という。）が、正しくは1時間につき120円のところ130円で徴収されていた。 船橋市総合体育館の個人利用に係る超過利用料については、船橋市総合体育館条例別表第1その2個人利用の備考で、その超過した1時間につき、この表に定める額（2時間単位の金額）の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とされており、当該表に定める額はそれぞれ250円であることから、その超過利用料は120円が妥当である。 指定管理者に確認したところ、超過利用料をPOSレジに設定する際に、利用料の5割に相当する額の端数を切り捨てずに、誤って四捨五入した額とした料金表を使用していたとのことであった。 今後は、超過利用料についても十分確認を行うなど再発防止に努めるとともに、指定管理者に対する適切な指導監督に努められたい。	超過料金の誤徴収について、指定管理者と利用者への周知や返金方法等の協議を行い、返金対応の速やかな実施及び返金状況の報告を指示したところ、54件540円の誤徴収のうち、24件240円について返金した旨の報告を受けた。 残りの30件300円については引き続き返金に努めるよう指示した。 利用料金については指定管理期間中に値上げしないとの提案があることから、利用料金を再度設定する機会はないが、重要な設定については複数名で確認する等の再発防止策を取ることも改めて共有した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなばしスポーツ健康パートナーズ 施設名 船橋市総合体育館 船橋市武道センター 部局課名 生涯学習部生涯スポーツ課	令和6年3月7日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) 事業報告書の提出遅れ 指定管理者が月毎に作成する事業報告書について、翌月10日までに提出すべきところ期限までに提出されていなかった。 船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの管理に関する基本協定書第9条第1項では、指定管理者は、月毎の事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書を作成し、翌月10日までに教育委員会に報告しなければならないとされている。 所管部署に確認したところ、翌月末の定例会にて、他の協議事項と合わせて報告を受けていたことから、期限を翌月末と誤認していたとのことであった。 今後は、提出期限の妥当性を考慮したうえで、同協定書に則り適正に事務処理を行うよう徹底するとともに、指定管理者に対する適切な指導監督に努められたい。	指摘内容について、事業報告書を翌月10日までにメールで提出し、修正があれば定例会の際に報告する形に変更した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなばしスポーツ健康パートナーズ 施設名 船橋市総合体育館 船橋市武道センター 部局課名 生涯学習部生涯スポーツ課	令和6年3月7日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) 収支状況報告書の誤り 指定管理者から提出された令和4年度事業報告書のうち収支状況報告等（以下「収支状況報告書」という。）について、次のとおり誤りがあった。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市からの補償額を、収入として計上していなかった。 ・ 自主事業収入を誤って利用料金収入に計上していた。 ・ その他、収入及び支出の複数の項目で、金額に誤りがあった。 収支状況報告書については、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの管理に関する基本協定書第9条第2項で、総合体育館等の利用に係る料金の収入実績及び管理業務に係る収支状況等を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならないとされており、その記載については正確性が求められる。 指定管理者に確認したところ、税抜きの本社経理から税込みの収支状況報告書を作成したことや、ダブルチェックが不十分であったこと等により修正が必要な状況となったとのことであった。 所管部署に確認したところ、指定管理者から提出された資料については、法人としてチェックがされたものであるとの前提であったため細かい資料までは確認しきれていなかったとのことであった。 今後は、チェック機能の強化を図るとともに、指定管理者に対する適切な指導監督に努められたい。	収支報告書の根拠となる資料の提出を求める等チェック機能の強化を図るとともに、指定管理者に本社との連携強化やダブルチェックが行われているかを確認する等適切な指導監督を行っていく。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなばしスポーツ健康パートナーズ 施設名 船橋市総合体育館 船橋市武道センター 部局課名 生涯学習部生涯スポーツ課	令和6年3月7日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 [要望事項] (指定管理者所管課) 指定管理者の引継ぎ 令和3年4月1日の指定管理者の変更時に、旧指定管理者が故障した洗濯機等の物品や平成10年度からの給与・保険関係書類等の文書を撤去せず、原状を回復していなかった。 船橋市指定管理者制度ガイドライン～導入手続編～では、指定管理者が変更となる際は、旧指定管理者に対し自己負担により施設・設備等を原状に回復させることとしている。 所管部署に確認したところ、指定管理者の変更に伴う業務引継ぎについては、新旧の指定管理者が中心となり行い、新指定管理者から適切に行われた旨の報告を受けていたとのことであった。 指定管理者に確認したところ、旧指定管理者との業務引継ぎについては、令和3年2月から応接室を借用し体制を整えていたが、事務室、倉庫等に入ることはできなかったため、細かな施設内確認ができず、当該物品等は指定管理運営後の判明となったとのことであった。 同ガイドラインでは、新たな指定管理者による施設の管理運営が円滑に行われるようにするため、引継業務については、施設所管課が新旧の指定管理者との仲介役となり、配慮を怠ることのないようにするとされているが、今回の引継ぎにあっては、この点が不十分であったと思われる。今後は、同ガイドラインを参考に適切な事務処理を行うよう要望する。	物品については、指定管理者で精査の上、不要なものは処分することとした。文書については旧指定管理者により撤去を行った。 次回指定管理者の変更が行われる際には、引継ぎ業務の二者間の取り決めについても把握する等、新旧の指定管理者との仲介役となり、配慮を怠ることのないようにする。